

児童扶養手当現況届・遺児手当所得
状況届・特別児童扶養手当所得状況届
お忘れなく

問子育て支援課 ☎(55)71118

▼児童扶養手当・遺児手当届出期間／
8月1日(木)～30日(金)

※対象の方には、提出書類などを7月
に送付しました。

また、支給開始より5年(または支給
要件に該当した日から7年)を経過し
た方には、制度上支給額が半額となる
ことから、一部停止適用除外事由届出
書(緑色の用紙)を6月末に送付しまし
た。この用紙と添付書類を提出してい
ただくと、今までと同様に受給できま
す。

▼特別児童扶養手当届出期間／8月9
日(金)～9月11日(水)

※対象の方には8月上旬に必要な書類を
送付する予定です。

▼提出場所／子育て支援課または各支
所

▼その他／

・受付期間内に届出がされない場合、手
当が支給停止となります。
・遺児手当を受給されている方で、令和
6年1月2日以降に愛西市へ転入され
た方は、令和6年度(令和5年分)の課
税証明書が必要です。
・届出時に受給者証を回収します。

愛知県在宅重度障害者手当・
特別障害者等手当に関する
所得状況届・現況届 お忘れなく

問社会福祉課 ☎(55)71115

▼愛知県在宅重度障害者手当

届出期間／8月1日(木)～30日(金)

▼特別障害者等手当(特別障害者手当・
障害児福祉手当・経過福祉手当)

届出期間／8月9日(金)～9月11日(水)

※対象の方には必要書類を送付します。

※各手当には、所得状況届などを提出
することが義務づけられています。期
間内に届け出がない場合、手当が支給
停止になります。

※愛知県在宅重度障害者手当および特
別障害者手当等は、施設入所または3
か月継続して入院されると受給資格が
喪失となり、届け出が必要となります。

▼提出場所／社会福祉課または各支所

水道メーターを取り替えます

問水道課 ☎(55)7146

▼取替地区／八開地区(全域)

▼取替期間／8月中(日曜日、祝日を除
く)

▼工事業者／市が指定する水道工事業
店

▼料金／無料

※止水栓修理やメーター周辺の修理な
どが必要な場合、修理費は個人負担と
なります。この場合、取り替えを行う業
者から事前に連絡します。

狂犬病予防注射の未接種案内
はがきについて

問環境課 ☎(55)7114

6月30日時点で愛犬が未接種の飼い
主さま宛に案内はがきを発送します。
はがきが届いた方は速やかに接種して
ください。

愛犬の登録と狂犬病予防注射の接種
は法令で義務付けられており、注射は
毎年必ず受けなければなりません。

かかりつけ、または最寄りの動物病
院で接種するようにお願いします。

なお、4月号広報市ホームページに
て狂犬病予防注射と同時に、愛西市の
注射済票の交付を受けることができる
動物病院を紹介していますのでご参照
ください。



下水道事業受益者負担金等の
納付通知書を送付します

問下水道課 ☎(55)7124

▼対象／下水道が整備された区域内に
ある土地の受益者となる方

▼納付方法／分割払いまたは一括払い
の2種類の納付通知書が届きますので、
どちらかを選択し、納付してください。

□座振替の方は、各期の最終日金融
機関休業日は翌営業日)に引き落とし
されます。

▼納付期間／

第1期 8月1日～9月2日

都市計画の案の縦覧

問都市計画課 ☎(55)7126

▼縦覧場所／都市計画課

▼縦覧期間／8月8日(木)～22日(木)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜
日、祝日を除く)

▼都市計画の種類および名称／名古屋
都市計画地区計画 西條工業団地地区
計画

▼その他／この縦覧は、都市計画法第
17条第1項の規定に基づくもので、市
民および利害関係人の方は、縦覧期間
中に意見書を提出できます。意見書は
問い合わせ先へ提出してください。(縦
覧期間中必着)